

令和6年度宮城県交通安全対策会議議事録（要旨）

1 開催日時

令和6年6月13日（木） 午前10時から午前10時50分

2 開催場所

宮城県行政庁舎4階 特別会議室

3 出席者

（1）会議構成員

東北管区警察局総務監察・広域調整部長（代理 広域調整第二課調査官）	森 直人
宮城労働局労働基準部長（代理 地方労働基準監察監督官）	小嶋 秀樹
東北地方整備局道路部長（代理 仙台河川国道事務所副所長）	檜岡 民幸
東北運輸局総務部長（代理 安全防災・危機管理課長）	片平 明宏
仙台管区气象台気象防災部長（代理 気象防災情報調整官）	鈴木 達也
宮城県副知事	伊藤 哲也
宮城県教育委員会教育長（代理 保健体育安全課長）	大宮司 昭倫
宮城県警察本部長（代理 交通部参事官兼交通企画課長）	佐藤 秀
宮城県企画部長	武者 光明
宮城県環境生活部長（代理 参事兼共同参画社会推進課長）	木村 雅春
宮城県保健福祉部長（代理 保健福祉総務課長）	大泉 美津子
宮城県土木部長（代理 道路課長）	佐藤 宏
仙台市市民局長（代理 生活安全安心部長）	大村 仁
仙台市消防局長（代理 救急部長）	武藤 浩二
一般社団法人宮城県交通安全協会女性部長	武田 和子
宮城県交通安全母の会連合会会長	佐々木 和恵
宮城県PTA連合会常任理事	湯山 栄大

（2）説明「最近の交通情勢について」

宮城県警察本部交通部交通企画課交通事故総合分析室長 鹿間 敬志

（3）事務局職員

宮城県企画部地域交通政策課長 関 剛史 ほか

4 会議概要

（1）開催 午前10時開会〔出席委員17人（代理出席者を含む）、欠席委員5人〕

（2）挨拶（宮城県副知事 伊藤哲也委員）

交通安全対策基本法に基づき設置されているこの会議では、「第11次宮城県交通安全計画」で設定された、交通事故死者数を44人以下に、重傷者数を510人以下に減少させるという目標の達成に向け、交通安全施策を着実に推進するため、毎年度、実施計画を定めている。

令和5年中の県内の交通事故情勢については、交通事故の発生件数は減少したものの、交通事故死者数は4年ぶりに増加に転じ、47人の尊い命が失われたほか、今年に入ってから昨年とほぼ同様のペースで交通死亡事故が発生しており、予断を許さない状況にある。

また、電動キックボード等の新たなモビリティへの対応や、自転車の安全利用の促進を図るヘルメット着用をはじめとした対策の推進など、昨今の交通施策を取りまく社会情勢に対する的確な対応が求められている。

県民の皆様が安全・安心に暮らせる社会を実現するため、交通安全意識の啓発に加え、施設や設備の整備や交通指導取締りの強化など、関係機関が緊密に連携を図りながら、それぞれの交通安全対策を効果的に実施していくことが必要である。

(3) 説明（宮城県警察本部交通部交通企画課交通事故総合分析室長）

「最近の交通情勢について」と題し、「全国、本県における死者数・発生件数の推移」、「令和5年中及び本年5月末現在における死亡事故発生状況と主な特徴」、「死亡事故の特徴に関連する事故の発生状況と推移」等に関し、以下の説明があった。

ア 全国、本県における死者数・発生件数の推移

- 全国の交通事故発生件数、交通事故死者数は、統計の残る昭和23年以降、しばらくの間増加を続け、昭和45年には交通事故死者数がワースト1位となる1万6,765人、平成16年には、人身事故件数がピークとなる95万2,720件を数えた。

その後、交通安全対策基本法などの法的整備や関係機関・団体の協力により、それぞれ減少に転じ、昨年までに交通事故死者数が2,678人とピーク時の約6分の1まで減少、発生件数もピーク時の3分の1以下となる30万7,911件まで減少した。

- 県内の交通事故死者数は、昭和47年にピークとなる295人を数え、人身事故の発生件数は平成16年にピークとなる1万4,081件を数えたが、その後、足踏み状態の時期があるものの減少傾向で推移し、令和5年の人身交通事故件数は、ピーク時の3分の1以下となる4,033件まで減少し、交通事故死者数も減少傾向であったが、昨年の交通死亡事故は44件47人で、前年比+7件+10人と増加に転じている。

イ 昨年中の人身事故の発生件数

- 人身事故の発生件数は減少したが、死者数は前年比で10人の増加となった。また、負傷者数においても4,932人で前年比で20人増加し、死者の状態別では、四輪車が26人で前年比で+18人と大幅に増加している状況である。

月別でみると昨年は6月の発生が一番多く、過去5年間の平均よりも大幅に増加し8人となり、うち4人は車線逸脱によるものである。また例年12月は事故発生の多い時期であるが、昨年は前年及び過去5年間の平均よりも減少した結果となった。

ウ 令和5年中及び本年5月末現在における死亡事故発生状況と主な特徴

- 令和5年中の交通死亡事故の特徴としては、一つ目は、死亡事故が大幅に増加し、その中でも四輪乗車中の死者が多かったこと、二つ目は、車線逸脱事故が約5割を占めたこと、三つ目は高齢者が死者の約4割を占めたこと、四つ目は、約3割が高

齢運転者事故であったこと、5つ目は若年運転者の事故が大幅に増加したこと、6つ目は飲酒運転による人身事故は45件で前年より増加したことが挙げられる。

- 本年の5月末までの交通死亡事故発生状況は、前年同期に比べ+3件+1人となる20件20人である。
 - 令和6年5月末現在の死亡事故の特徴としては、1つ目は、交通事故死者の約7割が高齢者であること、2つ目は車線逸脱事故が4割であること、3つ目は二輪車・自転車乗車中の死亡事故が増加していること、4つ目は飲酒運転による人身事故は18件、死者0人、負傷者21人で増加していることが挙げられる。
- エ 車線逸脱事故発生件数の推移
- 平成26年の車線逸脱の人身事故の発生件数は282件だったが、その後増減を繰り返しながら右肩下がり推移し、昨年の発生件数は151人だった。
 - 死者数については、平成26年では35人で、その後増減を繰り返しながら減少し、令和4年には10人まで減少したが、昨年は24人と前年から大幅に増加し、今年に入ってから昨年と同様のペースで推移している。
- オ 高齢者事故の推移
- 平成26年には高齢者の人身事故の発生件数は1,293件あり、その後右肩下がりで減少しているものの、死者数は令和元年以降減少が鈍化している。
 - 昨年の高齢者の死者数は19人で前年比で1人増加となっており、今年5月末現在でも高齢者が全体の死者数の7割を占める状況となっている。
- カ 飲酒運転事故件数の推移
- 平成17年には253件あった飲酒運転事故は、昨年までに約8割以上減少させることができた。
 - しかし、平成20年以降は減少は鈍化しており、昨年は前年を上回るなど、飲酒運転根絶には至っていない状況であり、今年も発生件数は前年同期比で+8件と増加傾向にある。

(4) 議題

伊藤哲也委員（宮城県副知事）が議長に就き、次のとおり議事が進められた。

- ① 令和6年度宮城県交通安全実施計画（案）について
令和5年度宮城県交通安全実施計画（案）について、前年度からの主な変更点を中心に事務局が説明（主な説明項目を以下に列記）。
- 安全運転管理の適正化に向けた周知及び指導の強化
飲酒運転根絶の取組を強化するため、令和5年12月1日から、企業等の安全運転管理者の業務として、運転前後の運転者に対し、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認することが義務化されたことから、これを周知することを追加
アルコール検知器による確認義務化については、制度の周知だけでなく、確実に実施されているか、各事業者へ指導を行っていくことも重要であることから、指導の強化についても追加
※ 27ページ：イ「広報啓発の推進」
44～45ページの(1)安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等

○ 自転車安全教育の推進

近年、交通事故件数が減少傾向にある中、自転車関連の交通事故件数は増加傾向にあり、自転車関連の死亡・重傷事故では、自転車側にも何らかの法令違反が認められるものが過半数を占める状況となっている。

こうした状況を踏まえ、「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会」が立ち上げられ、同検討会で作成された報告書において、これまで行われてきた交通安全教育の見直しについて提言がなされたことから、これまでの安全教育について検証した上で、検討を進めていくことを追加

※ 30ページ イ 自転車安全教育の推進

○ 電動キックボード等に関する交通安全対策の推進

特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等については、令和5年に施行された改正道交法において交通ルールが定められ、今後、手軽な移動手段としての普及が見込まれているが、その一方、電動キックボード等利用者による交通事故の増加が懸念される。

これを踏まえ、関係事業者と関係行政機関により「パーソナルモビリティ安全利用官民協議会」が組織され、同協議会において、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するためのガイドライン」が策定された。

このガイドラインでは、関係事業者が取り組むべき交通安全対策とともに、その対策の実効性を高めるための関係行政機関による取組が示されていることから、これに基づいた対策の推進を図ることについて文言を追加

※ 37～38ページの(3) 交通の安全に関する民間団体等との連携等

○ 運転免許更新時講習の充実

デジタル社会の実現に向け、一部の道県において、マイナンバーカードを保有している優良運転者等を対象に、オンラインによる更新時講習がモデル事業として実施されているが、本県においても、令和6年度末までに優良運転者及び一般運転者を対象としたオンライン更新時講習の運用を開始することとしており、その旨を追加

※ 39ページのイ 更新時講習の充実

○ バスの重大事故を踏まえた安全対策

過去に発生したバスによる重大事故を踏まえ、令和5年に、貸切バスの安全性向上に関する関係法令や、関係事業者が運転者に対して行う指導・監督の実施マニュアルが改正されたことから、これらに基づき、事業者に対する指導や監査等の対策を改めて徹底することについて追加

※ 48ページの(2) バスの重大事故を踏まえた安全対策

○ 型式指定制度の充実についてであります。

近年、型式指定申請における不正行為が発覚していることを踏まえ、同種不正事案を防止するため、型式指定に係る要件の強化について検討を行うことを追加

※ 53ページの(2) 型式指定制度の充実

○ 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進

運送業界の恒常的なドライバー不足や、制度改正による労働時間制限等により、物流の停滞が懸念されていることを踏まえ、令和6年4月から、高速道路における

大型貨物自動車等の最高速度が80キロから90キロに引き上げられたことから、交通ルールや運転マナーの周知徹底や、悪質・危険な違反に対する取締りの強化により、交通事故防止対策を推進することを追加

※ 61ページのウ 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進

○ 計画運休への取組についてであります。

近年、大規模災害が予想される時に行われている鉄道の計画運休については、安全確保の上で一定の効果を上げている一方、様々な課題も指摘されていることから、内容・タイミング・方法に配慮した前広に情報提供した上での実施や、外国人利用者への配慮について指導していくことを追加

※ 77ページの7 計画運休への取組

② 質疑応答

● 大村 仁 委員代理（仙台市市民局生活安全安心部長）

2点ほど確認したい事項がある。

1点目は、最近になって事業者からの規制緩和の要望により導入された電動キックボードについてである。

仙台市でもレンタル事業者が参入してくる状況となっている。特定小型原動機付自転車の安全対策については、事業者又は購入者自身が行うこととなっているが、一方で、都内では歩道を法令違反となる時速20キロで走行し怪我をする事案があると聞いている。

行政機関や警察だけでなくレンタル事業者、購入するときのプラットフォームの方が購入者に指導することを担保しないと事故が多くなる。これについては、特に新しいモビリティなので、交通安全教育もなされていない状況にある。

また、「モペット」というペダル付きの原動機付自転車もあると聞いており、電動キックボードだけでなく、新しいモビリティの安全対策は大切だと感じる。

2点目は、交通事故の後の療護の体制の記述について、遷延性意識障害になった方、または重傷を負った方は、現在広南病院の隣の東北療護センターで療養されていると聞いている。

このような方は、ご自宅で生活するのが厳しいと思うが、今回の実施計画では、その部分の記載が削除されているが、なぜ削除されたかの経過を知りたい。

● 事務局

ガイドラインについて、官民が一体になり、販売事業者、シェアリング事業者が利益目的だけでなく、交通安全の周知、年齢確認、ヘルメット着用促進を踏まえつつ、利用を拡大していくことを骨子とし、主に販売事業者、シェアリング事業者、プラットフォーム提供が取り組むべき安全対策をまとめている。

自転車もそうだが、今まで警察、県、様々な団体で交通安全対策を実施してきたが、さらに裾野を広げて対策を進めていく必要がある。

ペダル付きの原動機付自転車について、法改正については、電動キックボードを念頭に行ったところであるが、車体構造は電動キックボード状である必要はなく、車体の寸法などの規格を満たしていれば、電動スクーター式等であってもこの法が適用される。

自転車に似た形状になると、どちらの法規か一見して分かりにくく、こういったところの交通安全対策は今後の課題となるので、様々な関係団体と連携して対応を進めていきたい。

2点目の交通事故被害者支援の充実強化について、削除した理由は、やらなくなったわけではなく、こちらは、国交省の関係団体である独立行政法人自動車事故対策機構の施策であり、今回、国交省としてやるべき施策として整理した結果、記載を削除したものである。

● 大村 仁 委員代理（仙台市市民局生活安全安心部長）

御説明ありがとうございますございました。

モペットについては、自転車に見た目が似ており、新しいルールについて周知が必要だと感じる。電動系の乗り物は、スピードが出るので、事故になれば大きな怪我につながるので、当局も関係団体と連携して対策を講じていきたい。

療護センターについては、説明を聞いてわかった。何か特別な動きがあり、縮小や見直しの方向に行っているのではないかと思い、確認した。

● 武藤 浩二 委員代理（仙台市消防局救急担当部長）

仙台市内における救急の件数は、年々増えており、令和4年に6万件を超え、令和5年は約6万4,800件で、今年は7万件に届きそうな増加を見せている。

そういった状況で懸念されるのが救急隊が現場に到着する時間の遅延であり、実施計画の65ページにも応急手当の記載があるが、応急手当の重要性が高まっている。

仙台市では、1日で190件ほど救急隊が出動しているが、交通事故に限らず、現場の先着した警察官が応急手当を行っていただいております、大変助かっている。

もし、技術的な面で不足があれば、市民や様々な業界の方を対象に応急手当の講習会を実施しているので、是非お声がけしていただきたい。

● 佐藤 秀 委員代理（宮城県警察本部交通部参事官兼交通企画課長）

警察学校では、応急手当の必要な技術を習得するため、救急法の検定を受けたり、警察署でも管轄の消防署の方を招いて、訓練を実施し、災害警備訓練での応急手当の訓練を実施している。また警察庁から「止血における止血帯の使い方」等の常々指導を受けている。警察官は、交通事故現場を含め、様々な現場に対応する状況にあるので、警察官に救急法や命の大切さをしっかりと指導していきたい。

お褒めの言葉をいただき光栄であり、今後もしっかりと対応していきたい。

③ 審議結果

令和6年度宮城県交通安全実施計画（案）について、出席の全委員から了承された。

④ その他

委員からの要望・意見はなかった。

（5）連絡事項

事務局から連絡事項

令和6年度宮城県交通安全実施計画の公表等に関し、本日決定された実施計画については、各委員及び関係省庁に送付するとともに、県ホームページに掲載して公表する。

（6）閉会 午前10時50分 閉会